

平成 年 月 日

浜田市長 殿

浮 流 物 接 触 報 告

船名	船質	船舶番号	船籍港	総トン数	航行区域又は従業制限	主機の種類、筒数及び出力
運輸丸	銅船	第12345号	鳥根県浜田市	199トン	沿海区域	735キロワット
船舶所有者	住 所	鳥根県浜田市殿町1番地				
	氏名又は名称	浜田交通株式会社				
船 長	住 所	鳥根県浜田市殿町1番地		海技	種 類	四級海技士（航海）
	氏 名	浜 田 太 郎		免状	番 号	第123456789012号
機 関 長	住 所			海技	種 類	
	氏 名			免状	番 号	第 号
発航港及び到着港		発航港	県 港	到着港	県 港	
事実発生の年月日及び場所		平成 年 月 日 時 分 県 港沖合 海里付近				
事 実 の て ん 末						
本船は、<以下、事実のてん末を詳細に記すること..... >						
なお、人命、積荷その他に異常はありません。						
以上、事実のてん末をご報告申し上げます。						
本船の用途：沖合底曳網漁船						

- 記載の心得
- 1 (件名) には「衝突」「火災」「遭難船舶救助」「船員死亡」等報告する事実の件名を記載すること。
 - 2 主機に関する欄及び機関長に関する欄は、報告すべき事項が期間に関するものでないときは、記載することを要しない。
 - 3 事実のてん末は、なるべく詳細に記載すること。
 - 4 航行中他の船舶の遭難を知ったこと(無線電信によって知ったときを除く。)の報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること
 - 5 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、輸送船、漁船等の船舶の用途(漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。)を備考として事実の末尾に記載すること。
 - 6 船員法施行規則第14条ただし書の規定により航海日誌を呈示しないときは、呈示できない理由を備考として事実の末尾に記載すること。
 - 7 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印すること。